（管区調査官の職務）

第八条　管区調査官は、命を受けて、第一部の所掌事務のうち特定事項に係るものを調査し、企画する事務をつかさどる。

（第二部に置く課等）

第九条　第二部に、次に掲げる課を置く。

成人矯正第一課

成人矯正第二課

2　前項に掲げる課のほか、東京矯正管区及び大阪矯正管区の第二部に、それぞれ成人矯正調整官一人を置く。

（成人矯正第一課の所掌事務）

第十条　成人矯正第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　刑務所等被収容者の規律、警備その他刑務所、少年刑務所、拘置所及び婦人補導院の保安に関すること。

二　刑務所等被収容者の収容、拘禁、移送及び釈放に関すること。

三　刑務所等被収容者の処遇に関すること（成人矯正第二課の所掌に属するものを除く。）。

四　国際受刑者移送に関すること。

五　矯正の事務に従事する職員（少年院及び少年鑑別所の事務に従事する職員を除く。）の非常訓練に関すること。

六　刑務官の点検及び礼式に関すること。

（成人矯正第二課の所掌事務）

第十一条　成人矯正第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　刑務所等被収容者の分類及び保護に関すること。

二　刑務所等被収容者の作業、改善指導、教科指導、刑執行開始時及び釈放前の指導並びに厚生に関すること。

三　刑務所等被収容者に係る作業報奨金及び手当金に関すること。

四　犯罪人の指紋その他その個人識別に関すること。

（成人矯正調整官の職務）

第十二条　成人矯正調整官は、命を受けて、第二部の所掌事務のうち特定事項に係るものを企画し、調整する事務をつかさどる。

（第三部に置く課等）

第十三条　第三部に、次に掲げる課を置く。

少年矯正第一課

少年矯正第二課

2　前項に掲げる課のほか、東京矯正管区及び大阪矯正管区の第三部に、それぞれ少年矯正調整官一人を置く。

（少年矯正第一課の所掌事務）

第十四条　少年矯正第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　少年院被収容者の規律、警備その他少年院の保安に関すること。

二　少年院被収容者の収容、分類、拘禁、移送、保護及び釈放に関すること。

三　少年院被収容者の教科教育、特別支援教育、職業補導、訓練、厚生その他その処遇に関すること。

四　少年院被収容者に係る死傷病手当金に関すること。

五　少年院の事務に従事する職員の非常訓練に関すること。

（少年矯正第二課の所掌事務）

第十五条　少年矯正第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　少年鑑別所に収容中の者（以下この条において「少年鑑別所被収容者」という。）の規律、警備その他少年鑑別所の保安に関すること。

二　少年鑑別所被収容者の収容、鑑別、分類、拘禁、移送、保護及び釈放に関すること。

三　少年鑑別所被収容者の処遇に関すること。

四　少年鑑別所の事務に従事する職員の非常訓練に関すること。

（少年矯正調整官の職務）

第十六条　少年矯正調整官は、命を受けて、第三部の所掌事務のうち特定事項に係るものを企画し、調整する事務をつかさどる。

（雑則）

第十七条　この省令に定めるもののほか、事務分掌その他組織の細目は、矯正管区長が法務大臣の承認を受けて定める。

附　則

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第九号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第二十四条第三項の規定に基づき、保護観察所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日　法務大臣　谷垣　禎一

保護観察所組織規則の一部を改正する省令

保護観察所組織規則（平成十九年法務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「札幌保護観察所」の下に「、仙台保護観察所、水戸保護観察所」を、「千葉保護観察所」の下に「、東京保護観察所」を、「横浜保護観察所」の下に「、静岡保護観察所」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第十号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十三条第二項の規定に基づき、入国者収容所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日　法務大臣　谷垣　禎一

入国者収容所組織規則の一部を改正する省令

入国者収容所組織規則（平成十三年法務省令第六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「二人」の下に「（入国者収容所西日本入国管理センターにあっては、一人）」を加える。

第七条中「入国者収容所の」を「入国者収容所東日本入国管理センター及び入国者収容所大村入国管理センターに置く」に改め、「入国者収容所西日本入国管理センター及び」を削り、「第十一号までの事務を」の下に「、入国者収容所西日本入国管理センターに置く首席入国警備官は、次に掲げる事務のうち、第一号から第五号まで及び第七号から第十二号までの事務を」を加える。

第八条第一項中「十七人」を「十五人」に改め、同条第三項中「第七条」を「前条」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第十一号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第二十一条第四項、第二十二条第三項及び第二十三条第二項の規定に基づき、地方入国管理局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十六日　法務大臣　谷垣　禎一

地方入国管理局組織規則の一部を改正する省令

地方入国管理局組織規則（平成十三年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「七人」を「八人」に改める。